

平成24年行政事業レビューシート

(復興庁、厚生労働省)

事業名	東日本大震災復興・復興事業（母子寡婦福祉貸付金）		担当部局	復興庁／厚生労働省雇用均等・児童家庭局		作成責任者	尾関 良夫（復） 高橋 俊之（厚）	
事業開始・終了（予定）年度	平成23年度～		担当課室	統括官付参事官（予算会計担当）／ 家庭福祉課母子家庭等自立支援室				
会計区分	一般会計及び東日本大震災復興特別会計		施策名	Ⅲ－１－６ ひとり親家庭の自立を支援する				
根拠法令 （具体的な 条項も記載）	母子及び寡婦福祉法第13条、第32条及び第37条		関係する計画、 通知等	「復興への提言～悲惨の中の希望～」(平成23年6月25日東日本大震災復興構想会議決定) 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)				
事業の目的 （目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内）	東日本大震災の影響を受けた母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とする。							
事業概要 （5行程度以 内。別添可）	東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うため、母子及び寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものである。 なお、平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、厚生労働省で執行する事業である。 ・貸付先：都道府県・指定都市・中核市 ・貸付率：2/3							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input checked="" type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 （単位：百万円）			21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
	予算 の 状況	当初予算				800(復興庁計上)	0	
		補正予算			1,553(厚生労働省計上)			
		繰越し等						
	計				1,553	800	0	
	執行額				1,123			
執行率（％）				72.3%				
成果目標及び 成果実績 （アウトカム）	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 （年度）
	貸付件数等と母子家庭等の自立や児童等の福祉の増進の状況は数値的に関連づけることは不可能であるため、定量的な成果目標として示すことはできない		成果実績		-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-		
活動指標及び 活動実績 （アウトプット）	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	母子寡婦福祉貸付金の貸付件数		活動実績 （当初見込み）	件	-	-	236	-
					(-)	(-)	(-)	
単位当たり コスト	- (円/)		算出根拠					
平成24・ 25年度 予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	母子寡婦福祉貸付金	800	0	一般会計分(5,040百万円)で対応が可能のため				
	計	800	0					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災の影響を受けた母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とした事業であるため
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	法律により国が地方自治体に貸し付けることとなっている
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	母子及び寡婦福祉法に基づき、国が2/3(H23年度第3次補正予算額(激甚災害分)は3/4)負担することとなっており、妥当である。
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものとしている
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	母子家庭等については、経済的な基盤が弱いことが多く、そのような母子家庭等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進するためには実行性の高いものと考えられる
	—	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	—	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	—	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第24条(第38条において準用される場合を含む。)及び母子及び寡婦福祉法施行規則(昭和39年厚生省令第32号)第1条第1項(第9条第1項において準用される場合を含む。)の規定に基づく母子寡婦福祉貸付金及び寡婦福祉資金貸付金に係る貸付業務の報告並びに同規則第11条の規定に基づく福祉資金貸付金に係る特別会計歳入歳出決算書の写しを厚生労働大臣に提出することとされており、これらの提出書類と必要に応じて行う内容の聞き取りや参考となる資料の提出により、支出状況等について確認を行っており、各点検項目による評価も妥当と考えられる。 本事業については、実績等を踏まえ見直しを検討する。		
予算監視・効率化チームの所見			
—			
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
—			
補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	—	平成23年行政事業レビュー	復興-14

※平成23年度実績を記入

厚生労働省

1,123百万円

〔 貸付申請書の内容審査、貸付決定等 〕



A 都道府県・指定都市・中核市
(24都道府県・指定都市・中核市)
1,123百万円

〔 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付け 〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位: 百万円)

A東京都			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
母子福祉資金	母子福祉資金の貸付	365			
計		365	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。費目と使途の双方
 で実情が分かるように記載)

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入 札 者 数	落 札 率
1	東京都	母子福祉資金の貸付	365		
2	宮城県	母子寡婦福祉資金の貸付	180		
3	仙台市	母子寡婦福祉資金の貸付	64		
4	埼玉県	母子寡婦福祉資金の貸付	50		
5	北海道	母子寡婦福祉資金の貸付	49		
6	広島市	母子寡婦福祉資金の貸付	46		
7	島根県	母子寡婦福祉資金の貸付	36		
8	岩手県	母子寡婦福祉資金の貸付	33		
9	函館市	母子寡婦福祉資金の貸付	33		
10	広島県	母子寡婦福祉資金の貸付	32		